

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第6回会議）議事録

日時：令和4年9月28日（水）15：30～16：35
オンライン開催（事務局：文化観光局第2会議室）

<出席者>

【委員】

黒島武志委員、小坂浩之委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員 以上6名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、笠間介護保険課管理係長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

黒島委員：資料3の事業所の廃止について、(1)に記載の地域密着型通所介護事業所の「利用者への措置等」に「他事業所等へ調整済」とあるが、「等」とあるのは他事業所への移行以外の状況があったということか。

稲辺係長：廃止に伴い利用を終了した方もいたため、このような記載とした。

田口委員：他事業所へ移行した利用者とサービス提供を終了した利用者がいたのであれば、内訳を具体的に資料に記載するべきである。また、同じく資料3(2)に記載の認知症対応型共同生活介護事業所については、運営法人の変更のみということ

でよいか。

稲辺係長：資料 3 (2) については、第 8 期第 4 回会議の際に、運営法人の変更として報告および議事として審議した事業所が、再び運営法人の変更を行い、もとの運営法人に戻るといった内容である。

田口委員：資料 3 (1) の部分の記載方法についての質問にはどのように考えているか。廃止に伴う利用者への措置については正確に記載していただきたい。

稲辺係長：利用者への措置の内訳については、確認の上、本日の会議の中で報告する。また、資料への記載方法については、次回以降に向けた対応を検討する。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について (資料 6) (参考資料 6-1~6-2)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：参考資料 6-1 の地域密着型通所介護事業所について、事業所名から機能訓練と入浴サービスを提供する意向がある事業所と思われる。短時間型で機能訓練特化型の通所介護事業所の場合、入浴サービスを提供しない事業所が多いことが特徴だと思うが、この事業所は入浴サービスを位置づけているということによるのか。

古城課長：入浴サービスを実施することを確認済みである。

小坂委員：同じく参考資料 6-1 について、ビルの 1 階に位置する事業所であり、面積の基準を満たしているとの記載があるが、10 名の定員で機能訓練及び入浴サービスを実施するというのであれば、かなり密な状態にならないか。また、1 階ではあるが、段差があるなど、事業所に入るまでの動線に問題はないか。

古城課長：面積については資料に記載のとおり基準を満たしている。事業所までの動線についても、指定前現地調査で事業所を訪問した際に特に問題がないことを確認している。

田口委員：資料 3 でも説明があり、資料 6 (2) に記載のある認知症対応型共同生活介護事業所について、関連法人からの事業譲渡による新規指定ということだが、新旧の法人にはどのような関連があるのか。

古城課長：これまで運営していたのが、変更後の運営法人のグループ会社(子会社)である。

田口委員：令和 4 年 4 月 1 日に指定を受け、6 か月間運営を行い、10 月 1 日から親会社である関連法人が直接運営を行うということなのか。

古城課長：令和 4 年 4 月 1 日に運営法人の変更のため新規指定を受け、6 か月間運営してきたが、10 月 1 日からは、令和 4 年 3 月 31 日まで当該事業所を運営していた法人に戻ることになる。

田口委員：なぜそのような状況になったのか。

古城課長：事業所建物が賃貸であったが、運営法人の変更により賃貸借契約の借主の変更手

続きを行おうとしたところ、貸主との調整がつかないことから契約の変更を行わないこととなり、結果的にそれに伴い運営法人も元に戻すことになった。

田口委員：賃貸借契約が元に戻ったということか。

古城課長：令和4年4月1日の新規指定に伴い、賃貸借契約の変更の手続きを進めていたが、調整がつかない状態で期間が経過してしまっていた。賃貸借契約の当事者は指定後に変更していない。

田口委員：では、賃貸借契約の当事者ではない事業者を指定したということか。貸主との契約変更の手続きが完了していない状態で、運営法人の変更を認め新規指定をするべきではなかったのではないか。

稲辺係長：令和4年4月1日に指定を受けるにあたり、口頭で貸主の了解を得ていることを確認しており、指定手続きを進めたものである。

田口委員：実際には契約変更の手続きができなかったので、当事者が変わっていないのだろう。賃貸借契約の当事者でなければ建物を使う権限がなかったのではないか。

稲辺係長：貸主からは確約をもらった上で指定申請の手続きを行っていたと聞いている。

田口委員：入所施設であり利用者もいる中で、そのような進め方はどうなのか。

稲辺係長：運営主体は変更したが、事業所の所在地や職員等、利用者の処遇に関わる部分については変更がなかった。

田口委員：経営者が変わったのだからそうはいかないだろう。賃貸借契約の当事者でなければ建物を使う権限がなかったのではないか。それなのに指定を行ったのはいかなものか。

磯田係長：通常の施設整備の場合、貸主とはある程度の確約をとった上で話を進めていき、指定を受けた上で契約を締結するという流れになると思う。今回の場合も、指定を受けた令和4年4月1日以降で契約の変更手続きを行うのが通常だと思う。事業者も指定を受ける前に契約の変更を行うことはできないと思うので、事前に貸主から了解を得て手続きを進めていたのだが、結果的に契約の変更を行うことができなかった。

田口委員：契約変更がうまくいかなかったことから元の運営法人に戻すという判断は、市が指示したことなのか。

磯田係長：こちらの指示ではなく、事業者が指定申請を行ったことから認めざるを得なかった。

田口委員：もともと令和4年4月1日付で関連法人に事業譲渡を行ったということだが、どのような必要性があって行ったことなのか。

磯田係長：第8期第4回会議でもご説明した通り、認定医療法人へ移行するために、認知症対応型共同生活介護事業等の複数の事業所を、関連法人に事業譲渡していた。

古城課長：認定医療法人に移行するためには、法人の収入のうち、社会保険診療等に係る収入の割合に要件があり、その要件をクリアするために認知症対応型共同生活介護事業所等の事業を関連法人に事業譲渡したと伺っている。

田口委員：経営方針によるもので利用者にとっては関係のない話であり、認めなければよいのではないか。

磯田係長：しかし指定をしないという根拠もないため、難しい。

矢吹委員長：4月1日からの6か月間は事業譲渡後の法人が運営し、介護報酬を得ており、職員も運営法人の変更があったために雇用契約を結び直していたということか。

古城課長：その通りだ。

田口委員：介護報酬のことなどは確認し、今後の委員会で報告していただきたい。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料に記載の事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について (資料7) (参考資料7-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

黒島委員：資料7-1に記載の認知症対応型共同生活介護事業所について、運営指導の実施状況等に記載の「身体拘束等の適正化のための研修が年2回以上実施されていなかった」という内容であるが、年に1回は実施されていたということか。それとも1回も実施されていなかったということか。

古城課長：年に1回は実施されていた。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について (資料8、参考資料8-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か意見等はあるか。

渡邊委員：G1の事業計画書に記載の「ハートビル法」だが、既に廃止されており、現在は「バリアフリー法」に変わっている。ヒアリング・審査にあたって、確認が必要と思われる。

古城課長：こちらでも確認していきたいと思う。

小坂委員：G1の開所予定が令和5年4月1日となっており、スケジュール上タイトなようだが、計画上可能であるのか。

古城課長：G1については既存事業からの転換であり、建物の建築期間がないため、このような開所予定になっていると思われる。ヒアリングの際には改めて確認する。

田口委員：G3の経営状況について、令和3年度にかけて利益が減少しており、経営が悪化しているようだが、運営を行うことができるのか。公認会計士による審査があるのか。

古城課長：こちらでも概要は確認しているが、公認会計士による審査が行われるため、それを踏まえて選定を行っていく。

土井委員：当方もクリニックを運営しているが、少なくとも令和2年度～4年度に関しては、クリニックベースだとコロナの影響によりかなり経営状況は変わってくる。どのようなコロナ対応のサービスを提供しているかによって収益は大きく下がるということはある。公認会計士による審査があるとのことなので大丈夫だと思うが、さらに確認はしていただきたい。

古城課長：ご指摘いただいたことを踏まえて審査を行っていく。

矢吹委員長：G1の事業計画書に誤字が見られる。また、虐待防止の措置、感染症、業務継続計画の策定といった、令和6年3月31日までの経過措置がある基準について、様式に含めるべきではないか。

古城課長：経過措置があるものについては、様式には反映していないが、取り組み状況についてヒアリングの際に確認する予定である。

4. その他

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

稲辺係長：資料3（1）の地域密着型通所介護事業所の廃止に伴う利用者の移行の内訳についてだが、7月時点の登録者数は73名であった。うち11名は長期間利用していなかったため、実質的な登録者数は62名となる。入院・入所中の利用者も含めて、47名は移行先の事業所が決定し、サービスを利用しないと選択したのは15名であった。割合にすると24%である。15名の中には、割合は不明だが、コロナウイルスの影響により、事業所の廃止を機に利用を控えるとした方もいたということだ。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会